

居宅療養管理指導（Ⅱ）のご案内

鳥取県栄養士会（栄養ケア・ステーション）に所属する**管理栄養士**が通院などが困難な方のご家庭に定期的に訪問し、医師の指示に基づき、療養上必要な栄養や食事の管理及び指導を行います。



対象患者

- ・ 通院が困難でご自宅で療養中の方
- ・ 糖尿病、腎臓病、脂質異常症、胃・十二指腸潰瘍、高度肥満症、膵臓疾患、貧血、痛風、心臓疾患等の患者に対する減塩食
特別な治療食が必要な方、がん、高度肥満食、高血圧の患者に対する減塩食（摂取塩分量 6g 未満）、摂食機能又は嚥下機能低下、低栄養状態の方など

指導内容

- ・ 疾患に対する食事内容や、食事形態などの指導 ・ 食事摂取量と栄養状態の確認
- ・ 調理指導（ヘルパーや家人への指導も可能） ・ 栄養補助食品、介護用食品の紹介、使用方法のアドバイス
- ・ その他、療養生活に関わる様々な相談

算定について

介護報酬

●居宅療養管理指導（Ⅱ）

- (一) 単一建物居住者が 1 人の場合 524 単位
- (二) 単一建物居住者が 2 人以上 9 人以下の場合 466 単位
- (三) (一) 及び (二) 以外の場合 423 単位

訪問栄養食事指導については、対象患者が要介護又は要支援認定を受けている場合は介護保険扱いとなり、認定を受けていない場合は医療保険扱いとなります。

診療所様に行っていただくこと

- ① 栄養ケア・ステーションとの業務委託契約（初回のみ）
- ② 栄養食事指導の依頼票発行（対象患者ごと）
- ③ 契約料（旅費含む）のお支払い
 - ・ レセプト業務

指導日当日は
栄養指導依頼票、
カルテ等をご準備ください



公益財団法人 鳥取県栄養士会
栄養ケア・ステーション

お気軽にお問合せください

〒682-0816

鳥取県倉吉市駄経寺町 212-5 鳥取県立倉吉未来中心団体事務局サロン内

TEL/FAX（共通）：0858-23-8140 E-mail：toriei@apionet.or.jp

開所時間：火・水・金 10:00～16:00